

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（1）の事業名）	商店街振興基金
法人名	全国商店街振興組合連合会
基金額（国庫補助金等相当額）	5,037百万円（5,037百万円）（平成20年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（1）を行っている場合は、その概要）	商店街の集客力強化のためのコミュニティ事業、商店街の活性化に関する情報提供事業及び消費者交流事業等に対する補助。

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（2））	今後とも基金基準に適合するよう指導事業を実施
基金事業を終了する時期	平成27年度までに事業を終了する。
次回の見直し時期	平成23年度
基金事業の目標	事業利用者の効用の増加。 毎年度、利用者満足度を7割以上とする。
目標達成度の評価	本事業に対する利用者満足度は9割を超えている。
基金の保有割合	0.91
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合 = (直近の運用益の額) ÷ (直近の補助・補てん額 + 直近の管理費額) （算出に用いた数値） 直近の運用益の額：68百万円 直近の補助・補てん額：68百万円 直近の管理費額：6百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 〔有の場合〕該当する理由 - （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） -
その他	

（1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。